

定例会議資料	令和3年度定期監査の実施結果について	令和4年4月6日 会計課
<p>1 実施期間等 令和3年5月から同年11月までの間、全所属を対象に実施</p> <p>2 重点項目</p> <p>(1) 適正な会計経理の推進について</p> <p>(2) 所属における「自立」に向けた取組状況等について</p> <p>(3) 捜査費執行に係る指導教養状況等について</p> <p>(4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況等について</p> <p>3 実施結果</p> <p>(1) 適正な会計経理の推進について 注意事項のうち主なものは次のとおり。</p> <p>ア 契約関係 業務委託契約における仕様書内容の不整合性等</p> <p>イ 歳入関係 収入調定金額の誤調定における年度内未処理等</p> <p>ウ 歳出関係 留置人検診委託における過年度支払い等</p> <p>エ 勤務状況整理簿・時間外勤務等命令及び実績簿関係 時間外勤務時間数や時間帯などの記載誤り、不整合等</p> <p>オ 旅費関係 自家用車公務使用登録申請書の申請漏れ等</p> <p>(2) 所属における「自立」に向けた取組状況等について</p> <p>ア 課員に対し会計業務全般にわたり、日常業務を通じ指導・教養を行うなど、部下職員の業務に対する不安払拭への取組が見られた。</p> <p>イ 各所属とも概ね適正に処理されていると認められるものの、単純なミスが見られる所属もあることから、チェック機能の強化の必要性が認められた。</p> <p>(3) 捜査費執行に係る指導教養状況等について 各所属とも、捜査費執行に関する基本的な手続きは理解しており、不適正事案未然防止及び積極的な執行に関する指導・教養が行われていた。</p> <p>(4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況等について 各署とも、個人の権利等に関する指導や教養が行われているが、適切な取扱いや保管管理の重要性について、更なる意識向上を図る必要がある。</p>		

定例会議資料	令和4年度定期監査の実施計画について	令和4年4月6日 会計課
--------	--------------------	-----------------

1 基本方針
適正な事務執行の確保

2 重点項目

- (1) 適正な会計経理の推進について
- (2) 所属における「自立」に向けた取組状況等について
- (3) 捜査費執行に係る指導教養状況等について
- (4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況等について

3 実施時期等（予定）

実施月	対象所属	実施内容
5月	安芸署、佐川署	契約関係 入・歳出関係 遺失・拾得関係 サービス・給与関係 旅費関係 捜査費関係 職員からの聞き取り その他証拠書類の確認等
6月	高知南署、高知東署、南国署	
7月	県本部所属	
9月	室戸署、須崎署、土佐署	
10月	高知署、中村署、宿毛署、窪川署	

4 監査体制

(1) 実施者

- ア 高知署
本部長
- イ 高知南署、高知東署、南国署及び中村署
警務部長又は総務参事官
- ウ その他の所属
警務部参事官兼会計課長

(2) 監査員

- ア 県本部会計課員のほか、近隣署の会計庶務課長又は係長等
- イ 捜査費等指導担当官

定例会議資料	令和4年度監察実施計画について	令和4年4月6日 監察課
<p>1 監察実施計画 別紙「令和4年度監察実施計画」のとおり</p> <p>2 監察方法</p> <p>(1) 警察庁が行う監察 全国統一項目の実施回数は、年度中に1回 対象は、県本部業務主管課及び警察署</p> <p>(2) 県警察が行う監察</p> <p>ア 総合監察 業務関係 非違事案防止を重点とした業務管理の観点で、各業務主管課において策定した監察項目を点検・検証するとともに、各種監察における指摘事項の改善状況等について点検を行う。</p> <p>イ 随時監察 身上関係 全所属に対し、職員の身上把握・身上指導の実施状況、職務倫理教養の実施状況、非違事案防止対策の推進状況の確認を行う。</p> <p>服務関係 全署（警察庁舎、交番・駐在所を含む。）本部執行隊（交機隊、高速隊、機動隊）及び警察学校に対し、年間を通じて昼間、夜間、休日を問わず不定期に抜き打ち的な手法による点検を実施して、服務規律の遵守状況等の確認を行う。</p>		

別紙

令和4年度監察実施計画

1 警察庁監察実施計画

監察の種類	業務監察
監察の実施項目	被害者の心情に配慮した適切な性犯罪捜査の推進状況 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応状況
監察対象部署	本部及び警察署

2 高知県警察監察実施計画

監察の種類		監察対象部署	監察の実施時期	監察担当官等	監察の実施項目等
総合監察	業務関係	全署	9月～12月	(監察担当官) 警務部長、首席監察官 (監察員) 監察課長、監察官、 監察補佐官	1 非違事案防止を重点とした業務の管理状況 2 各種監察指摘事項の改善状況の検証
随時監察	身上関係	全所属	年度間に2回 5月～6月 12月～2月	(監察担当官) 首席監察官 (監察員) 監察課長、監察官	1 職員の身上把握・指導状況 2 職務倫理教養の実施状況 3 非違事案防止対策の推進状況
	服務関係	全署(分庁舎を含む)、本部執行隊(交機、高速、機動隊)及び学校	年度間を通じて不定期に2回以上実施	(監察担当官) 首席監察官 (監察員) 監察課長、監察官、 監察補佐官	1 昼間・夜間・休日における服務規律の遵守状況 2 その他必要と認める事項
		交番・駐在所	年度間を通じて不定期に実施	同上	同上

定例会議資料	春の連休期間中における山岳遭難の防止について	令和4年4月6日 地域課																																	
<p>1 期間 4月29日（金）～5月8日（日）</p> <p>2 昨年の連休期間中（4月29日（木）～5月9日（日））の状況</p> <p>(1) 山岳遭難状況 県内での発生はなし</p> <p>(2) 登山届提出状況（本県） 34件（届出手段別：登山ポスト29件、メール5件）</p> <p>3 過去5年間の山岳遭難状況（県内）</p> <table border="1" data-bbox="276 884 1361 1122"> <thead> <tr> <th colspan="2">年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発生件数</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遭難者</td> <td>死者・行方不明者</td> <td>2 (2)</td> <td>1 (1)</td> <td>0</td> <td>2 (2)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>0</td> <td>3 (1)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (1)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>無事救助</td> <td>3 (3)</td> <td>8 (6)</td> <td>2 (2)</td> <td>3 (2)</td> <td>4 (4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（ ）：中高齢者（40歳以上）内数</p> <p>4 昨年の山岳遭難（5件5人）の内訳</p> <p>(1) 中高齢者が5人中5人 40歳代1人、60歳代1人、70歳代3人</p> <p>(2) 県外居住者が2人</p> <p>(3) 遭難態様は、道迷い4件、不明1件（未発見のため原因不明）</p> <p>5 警察の取組</p> <p>(1) 広報活動（「QRの効果的活用」を含む。）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ広報紙・警察速報「山岳遭難防止記事」を掲載 ○ 県警察ホームページの「暮らしの安全情報」に「安全登山のために」を掲載 ○ ラジオ広報の実施（4月18日広報実施予定） <p>(2) 救助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察航空隊及び機動隊（レスキュー部隊）が連携し山岳遭難発生時に即応体制を強化 ○ 主要山岳（剣山系及び石鎚山系）を管轄する2署（南国署及び土佐署）の山岳救助隊により、捜索態勢を確保 ○ 各署において、地元消防等との協力体制を確保 			年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	発生件数		4	7	4	7	5	遭難者	死者・行方不明者	2 (2)	1 (1)	0	2 (2)	1 (1)	負傷者	0	3 (1)	2 (2)	2 (1)	0	無事救助	3 (3)	8 (6)	2 (2)	3 (2)	4 (4)
年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年																													
発生件数		4	7	4	7	5																													
遭難者	死者・行方不明者	2 (2)	1 (1)	0	2 (2)	1 (1)																													
	負傷者	0	3 (1)	2 (2)	2 (1)	0																													
	無事救助	3 (3)	8 (6)	2 (2)	3 (2)	4 (4)																													

登山者のみなさん、事前に 登山届を出しましたか？

万が一、山岳遭難に遭ったときの対策として登山届は有効な手段です。

提出先は

山域を管轄する警察本部、又は警察署

お問い合わせ先(高知県警察本部地域課)

088 - 826 - 0110

FAX 088 - 871 - 1718

高知県警では、ホームページから届出できます。

高知県警登山届入力フォームQR
(スマートフォンでも届出OK!)



高知県警察